

# 女性活躍推進法が改正されました

## 女性活躍推進法とは？

女性活躍推進法は、働く場面で活躍したいという女性の思いを叶え、性別にかかわらず、多様な生き方や働き方の実現を目的に「**女性の職業生活における活躍の推進に関する法律**」として、平成27年9月に施行されました。



## 背景や課題はあるの？

◎女性の継続就業率や再就職率  
◎女性の管理職割合・・・など } 世界的に比べ、日本は低い水準となっています。

これは、男性が仕事、女性が家庭という「**性別役割分担意識**」が社会的に未だに残っていることも考えられます。これらを背景として、さらなる男女共同参画を実現するため、施行されました。

## 何が改正されたの？

令和2年6月1日施行

### ◎情報公表の強化

→労働者301人以上の民間企業等、国・地方公共団体には、女性の活躍状況の情報公開が義務付けられます。

### ◎プラチナえるぼし認定制度の開始

→女性活躍に関する取り組みの実施状況が優良な事業主に与えられる「えるぼし」。  
現行のえるぼし認定よりも水準の高い「**プラチナ**えるぼし認定」制度が始まります。

## 女性活躍推進を実現するために、行動してみよう！



- 企業の公開された情報チェックし、女性活躍推進の取り組みを見てみよう  
→どんな取り組みをしているのかを知ること、いつもと違う視点から、企業を知ることができるね！
- 従来のとらわれた性別分担意識があることを認識し、ひとりひとりが意識改革していこう  
→男女で差別するのではなく、ひとりひとりの個性を大切に、過ごしやすい環境づくりを意識しよう！

### 【編集後記】

令和3年2月発行

編集 厚木市男女共同参画推進委員会

発行 厚木市協働安全部

市民協働推進課

厚木市中町3-17-17

厚木市役所 本庁舎1階